別紙標準様式（第６条関係）

会　議　録

会　議　の　名　称	第２回　枚方市児童育成支援拠点事業者選定審査会
開　催　日　時	令和８年　９月　１日（火）　開始時刻　10 時　00 分 終了時刻　16 時　30 分
開　催　場　所	枚方市役所　別館　４階　特別会議室 枚方市大垣内町２丁目１番 20 号
出　席　者	会長：玉野委員、副会長：飯田委員 委員：伊藤委員、岩本委員、平井委員
欠　席　者	なし
案　件　名	（１）事業者の応募状況について （２）申請事業者によるプレゼンテーションの実施について （３）合議 （４）答申 （５）その他
提出された資料等の名　称	資料７　申請事業者一覧表 資料８　選定審査会プレゼンテーションについて 資料９　共通質問項目 資料 10 採点表 資料 11 評価コメント記入用紙 資料 12 採点表集計 資料 13 評価コメント(案) 資料 14 答申書（案） 参考資料４　プレゼンテーション進行表
決　定　事　項	審議内容のとおり
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開：枚方市情報公開条例第５条第１項第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	答申後に公表：枚方市情報公開条例第５条第１項第６号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議等を行うため。
傍　聴　者　の　数	―
所　管　部　署（事　務　局）	子ども未来部　まるっとこどもセンター

審議内容
(1)　事業者の応募状況について 【事務局】資料７：申請事業者一覧表のとおり、公募に対し３者より応募がありました。事業者１、事業者２、事業２の順でプレゼンテーションを行います。 (2)　申請事業者によるプレゼンテーションの実施について （事務局よりプレゼンテーション方法の説明） （説明に対する質問、意見なし） 【会長】 プレゼンテーションを実施する前に、申請事業者の企画提案書の内容や採点に関して、委員の間で共有しておくべき事項等があればお伺いしたいと思います。委員の皆さんから何かご意見はありますでしょうか。 【委員】 事業者１の見積書で、事業の開始に係る事務経費が書いてあります。家賃を事業開始までに３カ月分支払うこととしていますが、工程表では準備にそれ以上かかっているので確認をしたいです。また、１年目の経費について、法定福利費が合わないように思います。 【事務局】 見積書の疑問点に関しては、事前に事業者へ連絡しておりますので、プレゼン内で補足説明があるかもしれません。補足説明がない場合は提出された資料で評価を行います。最終的な見積金額は契約締結の際に精査する必要があります。 【委員】 事業者１は開所時間が９時間となりますが、常に残業想定なのかという点について疑問があります。 【委員】 事業者２の見積書で、総括の合計金額が各費目の金額の合計と合っていないように思います。人件費の法定福利費の割合が高く感じますし、逆に心理相談員やソーシャルワーク専門員加算分の人件費を考えると安く感じます。 食育・食事提供費については他の事業所と比べて安いですが、これは 10 名定員だからだと考えられます。また、教材費や居場所づくり活動費の中には、毎年計上するようなものではないものが含まれているように思います。 臨床心理専門員やソーシャルワーク専門員は常勤でしょうか、それとも非常勤でしょうか。また、送迎加算の具体性が欠けているように感じます。人員の社会保険料がどうなるかも気になります。 【事務局】 開所時間９時間を超えて残業想定というお話がありましたが、長時間加算の定義上、本加算を計上するすべての事業者に同様の疑問が生じるかと思います。 【委員】 どこの事業者も、同グループから人員を補う想定となっていますが、本当に可能なのかというところが気になるところです。

【事務局】
従事者配置に関する共通質問項目への回答内容に応じて、さらに質問が必要かどうかをご判断いただきたいと思います。

【委員】
事業者３の見積書がおおまかなので、確認する部分は多いかと思います。

【委員】
保護者の抱える様々な事情や子どもの心理面など、配慮が必要な状況に対して、どのようにサポートしていくと考えているのかを見ていきたいと思います。

【委員】
事業の性質を考えると、かなりの専門性が必要になってくると考えます。人材の育成や、専門性の高い職員がどれくらいの頻度で来られるかを確認したいです。

【会長】
大人から子どもへの学習といった側面は、権利教育的な視点が見えにくい部分ですので、気になった点があれば質問していきたいと思います。

【委員】
臨床心理専門員を計上している事業者もいますが、その金額で来てくれるのか疑問があり専門職は私も特に必要だと考えますので、確認していきたいと思います。

（事業者１のプレゼンテーション）

（以下、委員からの質問・意見）
【委員】配置職員の体制（有資格者配置の考え）、子どもの最善の利益、暴言暴力・過度な甘え等の行動を示す児童に対するアセスメント・支援のイメージについてどのように考えているかお聞かせください。

【事業者１】人員基準を満たすことは当然として、福祉資格者を重点配置いたします。最善の利益とは「大人が考える利益ではなく、子ども自身が社会に愛されている、ここにいて良いと実感すること」であると考えております。子どもに見られる様々な言動につきましては、子どもの言葉や非言語コミュニケーションを丁寧に受け止め、保護者や学校での状況も総合的に聴き取った上で、個別アセスメントを段階的に組み立てて対応いたします。

【委員】見積書の開設準備経費において、工程表では賃貸契約等を行い開所まで３ヶ月以上ありますが、家賃の３ヶ月分の計算の整合性について教えてください。

【事業者１】物件は現在予定であり交渉中ですが、開所前２ヶ月程度は調整を見込んでおりますので、実質３ヶ月分で計上しております。

【委員】見積書での臨床心理専門員（非常勤）の時給設定が、専門職の確保としては低すぎるため、応募者がいない懸念があります。また、本事業を利用する児童は養育環境において個別の配慮が必要な場合があり、「トラウマケア（トラウマインフォームドケア）」の視点や、家庭の多様な状況に寄り添った丁寧な保護者支援が必要です。週１回非常勤の専門職配置のみでこれをカバーするのは難しいのではないでしょうか。より手厚い専門職の配置が必要と考えます。

【事業者１】おっしゃる通りです。私自身は専門家ではございませんので、専門職の確保が非常に重要であると認識しております。開所までに、週３～４日など手厚く関わっていただける心理専門職と交渉を重ね、必ず確保したいと考えております。保護者支援やトラウマケアも関係機関との強固なタッグで進めてまいります。

【委員】物件周辺の安全性（自力通所時）、不登校の子に対する午前中等の個別学習の可否、職員研修の講師についてお聞かせください。

【事業者１】物件周辺は住宅地であり安全と考えておりますが、必要であれば開所前にお迎えに行くなどの対応を行います。午前中の個別学習も、不登校のお子さんのペースに合わせて個別対応で十分可能です。研修講師につきましては、ケースアセスメント等は臨床心理士に依頼し、子どもの権利擁護については弁護士等、専門家の登用を考えております。

【委員】想定する不登校の原因、家庭・保護者に個別に配慮が必要な問題が生じた場合の対応方法、スタッフ５名の配置詳細（アルバイト等が入るのか）についてお聞かせください。

【事業者１】原因はいじめ、学習の遅れによる自信喪失、友達関係などと考えております。個別に配慮が必要な問題が生じた場合につきましては、子ども同士の問題については職員が関わりますが、家庭や保護者が関係する場合はソーシャルワーカーや市役所とも連携いたします。スタッフは管理者、保育士、幼稚園教諭などの資格者を置き、アルバイトの学生等は配置いたしません。既存事業所の福祉経験のあるスタッフを配置いたします。

【委員】臨床心理専門員（１名確定）の勤務形態、こども性暴力防止法の対応、大人と子どもの考える最善の利益が相反した場合の対応についてお聞かせください。

【事業者１】臨床心理専門員の週１日勤務は確定しており、状況に応じて２～４日に増やします。こども性暴力防止法に基づき従事者の犯罪事実確認等は当然実施いたします。相反が生じた場合は、子どもの立場に立つことを大前提としつつ、双方の思いを尊重してより良い答えを導き出します。

（事業者２のプレゼンテーション）

（以下、委員からの質問・意見）

【委員】配置職員の体制（有資格者配置の考え）、子どもの最善の利益、暴言暴力・過度な甘え等の行動を示す児童に対するアセスメント・支援のイメージについてどのように考えているかお聞かせください。

【事業者２】管理者、支援員の計２名が常勤となります。ソーシャルワーク専門員が週３日、臨床心理専門員が週２日で参画いたします。最善の利益のための研修は継続して行います。子どもに見られる様々な言動には一発で解決する手順はありません。職員を見てもらいながら時間をかけて安心できる足場となる人間関係を築き、環境を整え、多面的に関わりながらアプローチしてまいります。

【委員】食事提供の時間、開所日における支援体制、生活習慣への関わり、送迎の運用について教えてください。

【事業者２】開所は月～金、10:00～19:00、支援時間は 18:00 までとし、以降送迎に要す

る時間となります。自社農園や設備のすべてを活かし、調理等の生活活動に取り組みながら、個別のペースを尊重しつつ規律を見つけていきます。送迎は７人乗り１台を使用します。10 名定員に対して、必要に応じて時間配分やルートを工夫して順次実施してまいります。

【委員】昼食・夕食・おやつの提供食数および単価、加算分の人件費における福利厚生費、送迎加算の具体的な費用内訳について教えてください。

【事業者２】年間 242 日稼働となります。昼・夜単価は 550 円、おやつは 100 円です。調理体験費も別途計上し、食材の物価高騰にも対応しております。福利厚生費は非常勤のため社会保険料がかからない時間数で想定しています。送迎加算は、募集要項の基準に沿って車両の維持やガソリン・保険等とは別枠としてそのまま計上いたしました。

【委員】トイレが１箇所であることのトラブル想定、偏食がある児童への食育、学習支援の具体的アプローチについてお聞かせください。

【事業者２】トイレにつきましては、現在運営している放課後等デイサービスでも１箇所で 10 名を対象に問題なく対応しており、職員が状況を把握し、声掛けや目配りでカバーいたします。偏食に対しては、自分で水耕栽培等で収穫した野菜なら食べられるといった「きっかけ」や「仕掛け」をアセスメントして丁寧に探し、無理強いは一切いたしません。学習面では、宿題や座学の押し付けは拒否感を生みますので、最初は地球儀、ニュース、ゲームの調べ物など、興味を引く教材や ICT（iPad やパソコン）を入口とし、時間をかけて「生きるための学び」に繋げてまいります。

【委員】養育環境に課題を持つ児童の支援のポイント、臨床心理専門員の確保の見通しと役割、経験年数について教えてください。

【事業者２】児童相談所や学校とタッグを組み、子ども自身が「世の中に信用できる大人がいる」と思える足場を提供することに尽きます。臨床心理専門員は、自身がひきこもり経験を持ち、資格取得後、現場経験を４～５年積んだ信頼できる人物を既に確定済みでございます。専門的分析を管理者の現場での実践とすり合わせ、日常の支援にフィードバック・スーパーバイズしてまいります。

【委員】不登校の原因に対するお考えと、それに対する具体的な対応について教えてください。

【事業者２】原因は、本人の発達特性と周囲の環境（保護者、学校、祖父母等）のアンバランスにあると考えております。家庭の問題を親個人の問題にして終わらせず、俯瞰的に環境を捉え、手を伸ばせる環境、話を聞ける環境といった「支える仕組み」を提供し、突破口を創り出してまいります。

【委員】子どもの権利について、児童にどのように伝え、どう学んでもらうお考えでしょうか。

【事業者２】まずは「自分には生きている価値がある」と、信頼できる大人との関わりから学んでもらいたいと考えております。理屈での「権利」が先走るのではなく、実感を伴う足場を築いた上で、段階的に権利についての学習を提示してまいります。

（事業者３のプレゼンテーション）

（以下、委員からの質問・意見）
【委員】配置職員の体制（有資格者配置の考え）、子どもの最善の利益、暴言暴力・過度な甘え等の行動を示す児童に対するアセスメント・支援のイメージについてどのように考えているかお聞かせください。

【事業者３】管理者は常勤（保育士・児童指導員などの有資格者）、保育士のパートスタッフを配置いたします。臨床心理専門員等の専門職につきましては、令和９年４月までの確保を目指しております。そのため現在の基本見積りからは専門職配置経費を除外しており、配置が完了した段階で加算予算（ソーシャルワーク専門員配置加算・臨床心理専門員配置加算等）を割り当てる想定でございます。最善の利益とは子どもの声を聞くことだと考えております。子どもに見られる様々な言動につきましては行動の根底にあるものをヒアリングし仮説を立て、対応方法を模索してまいります。

【委員】加算分の使途および、基本部分の見積もりにおける人件費の積算根拠が不足しているように見受けられます。管理者の基本給や社員、パートの時給・勤務時間の想定について教えてください。

【事業者３】加算分は、専門職が実際に確保された際の人件費として割り当てます。基本人件費は管理者１名分、支援員１名分、パート２名分、社会保険料等を見込んでおります。パートは週シフト制で月 100 時間程度を想定しております。預かり人数や放課後のコアタイムなどの利用状況に応じて、流動的に配置・調整を行ってまいります。

【委員】本事業は不登校児の利用も想定しており、学校に行っていない児童は午前中から利用することも想定されます。なぜ 14 時以降がコアタイムなのでしょうか。また、実施場所の物件が決まっていない現状や、臨床心理専門員を非常勤で採用する際、加算分だけでは一般的な時給を考慮すると週１日８時間程度しか確保できませんが、想定勤務時間はどのようにお考えでしょうか。

【事業者３】不登校のお子さんは午前中からも当然利用可能でございます。ただ、利用実績として放課後が多くなると想定しております。物件は探索を継続中でございます。臨床心理専門員につきましては、既に運営している放課後等デイサービスの専門職員と今回想定している常勤保育士等の配置体制を一部変更してカバーするか、パート採用で時給を調整して配置いたします。

【委員】医療連携の具体的内容として、心のケアや虐待対応に詳しい専門医が存在することによる連携なのか、長期休暇中の対応イメージ、プログラミングや IT プログラムに関心を示さない子どもへの対応、送迎車両の購入費が計上されていない点について教えてください。

【事業者３】医療連携については、お弁当調達や食材ルートでの連携を想定しております。アレルギー等の相談は小児科医に行いますが、虐待対応に詳しい専門医につきましては現在把握していないため選定後に相談いたします。長期休暇中の対応については、預かり時間を前後延長いたします。プログラミングに関心のない子へは、タブレットへの関心を模索しつつ、ブロックやパズルなど興味の持てる他の手段を探します。車両につきましては、既存の放課後等デイサービス車両の活用または選定後の購入を検討しており、見積りにはガソリン代・保険のみ計上しております。

【委員】子どもの権利について、児童本人にどのように伝え、どう学んでもらうお考えで

しょうか。

【事業者３】現時点で詳細な想定はございませんが、インターネットリテラシー動画などの教材を活用し、動画などで学ぶ機会を検討してまいります。

（プレゼンテーション終了）

【会長】全ての事業者プレゼンテーションが終了いたしましたが、ここで事務局への確認事項等はございますでしょうか。

【委員】「～であれば」など、確実に履行するというものではない点について、どのように評価すればよろしいでしょうか。

【事務局】現状の記述のままで評価を行っていただく形となります。何段階かの点数がございますが、お答えいただけなかった部分につきましては、点数に反映していただくことになります。各委員の総合的なご判断でお願いしたいと思います。

【会長】現時点で必ずしも物件が確定していなければならないわけではない、という認識でよろしいでしょうか。

【事務局】物件が確保出来ていなければならないということはございませんが、事業履行の確実性の観点での評価となります。

（以上、確認事項終了、各委員による採点・評価コメントまとめ作業）

（３）合議

（採点表を事務局にて回収、採点結果を表示）

【事務局】各委員からいただいた評価点数の平均は、第１順位：事業者１、第２順位：事業者２、第３順位：事業者３となりました。委員個人の評価といたしましては、事業者１を１位とした委員が３名、事業者２を１位とした委員が２名でございます。これを踏まえまして、各委員からの総評をお願いいたします。

【委員】事業者１は、これまでの放課後等デイサービスでの実績等は評価できます。しかし教育事業に類似した提案が多く、養育環境において個別の配慮が必要な状況にある児童に必要な愛着形成・トラウマインフォームドケアの視点が明らかではなかったことが懸念され、週１日の臨床心理専門員（低時給）では対応しきれないと考えます。事業者２は、愛着形成・トラウマに対する理解が３者の中で最も深く、理念（「子供を変えようとしない」「生きる足場」）が特に素晴らしいと感じました。臨床心理専門員（週２）とソーシャルワーク専門員（週３）を確保済みである点もとても安心感を持ちました。ただ、専門職としての客観性を失い支援の対象者に感情移入してしまい、「感情的巻き込まれ」が生じないかという懸念はあります。事業者３は、放課後等デイサービスのプログラムや人員をそのまま利用している印象が強く、愛着形成やトラウマへの理解、権利擁護に関する知識が不足しているように感じました。

【委員】事業者１は、子どもの権利や最善の利益を根本に置き、こども性暴力防止法など新しい法制度を採り入れアップデートしようとする姿勢が評価できます。有資格者への資格取得支援や退職金制度など、定着化のための仕組みづくりが堅実であると感じました。ただし、大きな課題を抱える児童への、トラウマインフォームドケアへのイメージの弱さ

が懸念点です。事業者２は、本事業の根幹理念である、「子どもを変えようとしない」という視点でのアプローチを最も理解しており素晴らしいのですが、それを具体的な支援行動やプランに落とし込めていない印象を持ちました。質疑においても抽象的な精神論で、具体性に欠けていた点が非常に残念です。事業者３は発想や医療連携の強みは評価できますが、連携先医療機関の児童精神科専門医等の確保状況について把握されておらず、準備不足を感じました。

【委員】事業者１は、提案の具体性が高く、何より見積書の積算根拠が詳細で、信頼性が最も高く感じます。ただ、「開所前の家賃について（借主に）調整を見込んでいる」といった発言から、確証への懸念と想定外の事態が起こった際の柔軟性に懸念を感じました。代替要員の確保もやや曖昧に感じます。事業者２は、熱意は感じられますが、資料や説明の具体性への懸念を感じ、一般論的表現に終始していたように思いました。また、見積りの精度が不十分なように感じました。事業者３は物件未定、専門職配置未定など具体性に乏しく、特に専門職確保策については実現可能性の見通しが十分ではないと感じました。後追い的な対応を想定されていることから、想定外の事態への対応の確実性が乏しい印象です。プログラミング療育の提案は独自性に富み評価できます。

【委員】不登校児童の背景には発達課題や精神的な要素が深く絡んでおり、子ども自身も「なぜ学校に行けないか」がわからないことが多いのが現状としてよくあります。事業者１は、原因を「昔ながらのいじめや学習の遅れ」と捉えており、現在の実態を十分理解しているのか懸念があり、臨床心理専門員の配置（週１回）も不十分なように感じます。事業者２は、原因を「本人の気質、発達課題、環境要因、周囲の支え不足」と捉えており、子どもに寄り添った事業展開ができると期待できます。しかし、どのように信頼関係を構築するか、という具体策に乏しいことが懸念点です。事業者３は物件も有資格者の確保も未定で実現性が不透明であり我々が求める水準に達することができるのか疑問です。

【委員】事業者１は、審査項目に対し最も的確かつ明確に答えており、非常に評価しやすく、実際の事業開始に向けた実現性が高いと感じました。心理的アセスメントといった専門性や保護者対応には一部懸念はありますが、全体的に非常に堅実な印象を受けました。事業者２は、理念は素晴らしいのですが、事前資料・質疑を含めて、危機管理体制や支援内容の具体策に懸念がありました。例を挙げると、トイレが１箇所である点に関する質問に対し、子ども同士のトラブル時に「順番を我慢させる」だけでは対応としては不十分であり不安が残ります。お弁当提供などの食事連携や送迎の継続性は評価できます。事業者３は他の委員と同意見となりますので割愛いたします。

（各委員の総評終了）

【委員】どの事業者が委託契約予定事業者に決定するとしても、３者に共通して本事業に不可欠な「愛着形成上の課題」「トラウマインフォームドケア（トラウマへの配慮）」の視点や、試し行動への理解、困難な保護者支援（指導・教育ではなく伴走型の支援）についての体制やノウハウが、不足しているように感じます。このことを委員の総意として答申書に盛り込み、委託契約予定事業者に対してこれらを条件とし、市が指導していくべきと考えます。

【事務局】その通りでございます。本事業は先進的な取り組みであり、完成された体制やノウハウを持つ事業者は少ない現状と認識しています。市、学校、事業者が一体となり、子どもの状況に合わせて個別の支援プランを模索する過程が必要となります。本日いただいた「愛着形成上の課題・トラウマインフォームドケア、保護者支援、専門職体制強化」などの重要なご指摘につきましては、答申書に反映させたいと考えております。今後の進め方といたしまして、本日のご意見をまとめた「答申書案」「評価コメント案」を事務局

で作成し、会長・副会長に内容のご確認を一任、ご決定いただきます。次に全委員による確認後、最終確定した後に正式に答申をいただく取り扱いとしたいと存じます。

【会長】
採点結果（平均値）の通り、第１順位（委託契約予定事業者）を「事業者１」、第２順位（次点者）を「事業者２」と決定いたします。ただし、今後の契約交渉の協議（仕様調整）において、①トラウマケアや愛着形成上の課題、養育環境上の課題の背景を理解するための「トラウマインフォームドケア研修等」の充実、②臨床心理専門員・ソーシャルワーク専門員による専門的アセスメント・支援体制の更なる強化、③保護者に対する「指導・教育」ではなく「伴走型」の支援の実施、などを条件とするようお願いします。答申書の作成プロセスにつきましては、事務局の提案通り、会長・副会長に一任いただき、事務局との調整、確定後に、全委員へ報告、最終確定することにご異議はございませんでしょうか。

【委員一同】異議ありません。

（４）答申

（前述の通り「答申書案」「評価コメント案」を事務局で作成し、会長・副会長に内容のご確認を一任・決定し、全委員に送付して最終確定した上で、後日正式に答申をいただく）

（５）その他

【事務局】本日お配りした資料のうち、各事業者の副本一式は不要なものも含めて回収いたしますので、お席に置いてご退席いただくようお願いいたします。

【事務局】委員の皆様の「子どもの最善の利益」を最優先とした、専門的かつ熱心な審議に深く感謝申し上げます。今回委員の皆様からいただいた、トラウマケア、愛着形成上の課題への理解、保護者への伴走支援、専門職確保などの極めて有意義なご指摘を、今後の仕様決定や事業運営、事業者への指導・連携に活かし、素晴らしい児童育成支援拠点を市と事業者が一丸となって構築してまいります。また、今回は東部エリアのプロポーザルでございましたが、今後もニーズの把握、複数設置に向けた課題整理、他市の先進事例調査等を行い、拠点の拡充に向けて市としても取り組んでまいりたいと考えております。長時間の審査へのご尽力に、改めて心より御礼を申し上げます。

（閉会）